

審 査 基 準

平成30年1月4日作成

法 令 名： 火薬類取締法
根 拠 条 項： 第19条第4項
処 分 の 概 要： 運搬証明書の再交付
原権者（委任先）： 東京都公安委員会
法 令 の 定 め： ○ 火薬類取締法 第19条第4項（運搬証明書の再交付の申請） ○ 火薬類の運搬に関する内閣府令 第5条（運搬証明書の再交付の申請） 第8条（運搬の届出等の経由）
審 査 基 準： 判断基準は、法令の定めによる。
標 準 処 理 期 間： 2日（行政庁の休日は含まない。）
申 請 先： 証明書の交付を受けた警察署の生活安全課
問 合 せ 先： 同 上
備 考：